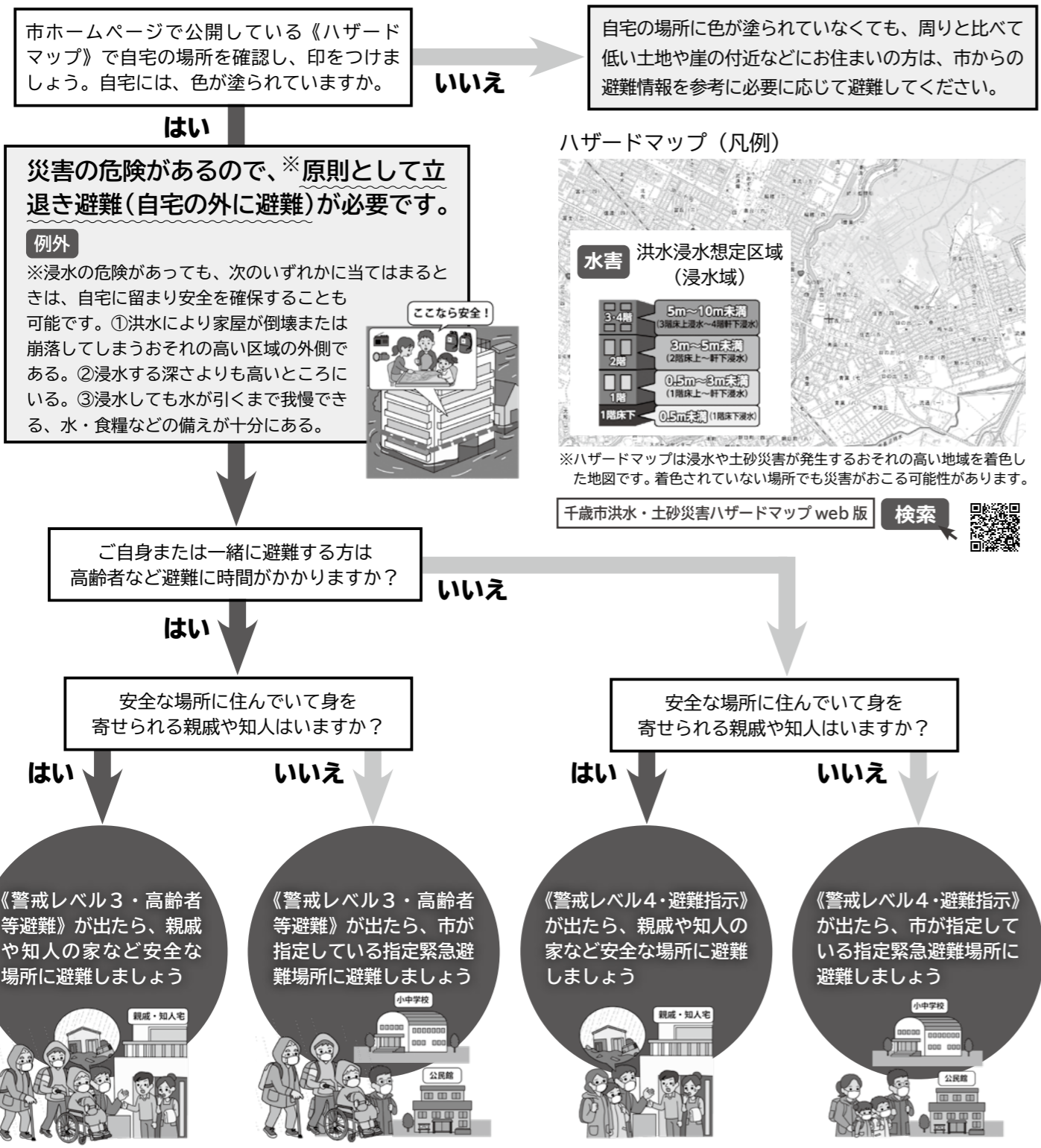


台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう。

あなたがとるべき避難行動は？



新たな避難情報

警戒レベル 5	災害発生切迫	緊急安全確保	これまでの避難情報
警戒レベル 4	災害のおそれが高い	避難指示	災害発生情報
警戒レベル 3	災害のおそれあり	高齢者等避難	避難指示(緊急) 避難勧告
警戒レベル 2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮 注意報(気象庁)	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル 1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)	大雨・洪水・高潮 注意報(気象庁)
			早期注意情報(気象庁)

〜〜〜〈警戒レベル4までに必ず避難!〉〜〜〜

警戒レベル 5

すでに災害が発生・切迫している状況

すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。この状況下では、市が災害の状況を確実に把握できないこともあり、必ずしも《警戒レベル5・緊急安全確保》が発令されるわけではありませんので、《警戒レベル4・避難指示》で必ず避難しましょう。

警戒レベル 4

避難指示に一本化

《警戒レベル4・避難指示》で危険な場所から全員避難しましょう。立退き避難に必要な時間や日没時間などを考慮して発令する避難情報であるため、このタイミングで、全員が危険な場所から避難する必要があります。

警戒レベル 3

高齢者だけの情報ではありません

《高齢者等避難》は障がいのある方や介助者などの避難を支援する方も含みます。避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は危険な場所から避難しましょう。そのほかの方も必要に応じて普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始しましょう。

令和3年の災害対策基本法の改正により、改正以前の警戒レベル4・避難勧告と避難指示(緊急)は、「避難指示」に一本化され、避難指示は改正以前の避難勧告のタイミングで発令されることとなりました。

災害対策基本法の《避難勧告》は廃止

《避難指示》で危険な場所から必ず避難してください

《避難》とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる方は、避難場所に行く必要はありません。

豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。